

清瀬市農業振興計画策定委員会設置要綱

平成 18 年5月 10 日訓令第 30 号

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市において農業施策を計画的に推進する指針となる清瀬市農業振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するため、清瀬市農業振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、振興計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 農業者の代表
- (3) 東京みらい農業協同組合の役員
- (4) 一般公募による市民
- (5) 都職員
- (6) 市職員

3 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が必要に応じて委員を招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が任命又は委嘱した日から第2条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

条沿革

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。